

福井県屋外広告物条例施行規則の一部改正

1 目的

- ・福井県屋外広告物条例では、屋外広告物法に基づき、広告物の設置を禁止する場所や設置基準を定めている。
- ・都市計画法（第8条第1項）の改正により、新たな用途地域の類型として創設された田園住居地域が、屋外広告物法（第3条）において、広告物の設置を禁止することができる地域となる。
- ・このため、屋外広告物条例（第2条）において、田園住居地域を追加する。
- ・この条例改正に伴い、規則で定める第三種禁止地域に、田園住居地域を追加する。

【都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正】（平成30年4月1日施行）

- ・住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」を創設
（用途地域の種類 12→13）

※ 田園住居地域の概要

- ・農業の利便を図りつつ、低層住宅に係る良好な住環境を保護するために定める地域
- ・低層住居専用地域の建築制限を原則としつつ、農産物直売所など農業用施設が建築可
- ・現在、県内で田園住居地域の指定を予定している市町は無い

2 改正内容

①別表第一（第2条の2関係） 禁止地域等

- ・第三種禁止地域に田園住居地域を追加

②別表第四（第9条関係） 案内広告物等許可基準

- ・禁止地域等における案内広告物の距離個数制限に田園住居地域を追加

3 施行日 平成30年4月1日